

公益財団法人全日本柔道連盟 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、本連盟という。）定款第4条第1項第5号に規定する事業として、柔道の普及・振興に貢献した個人・団体の栄誉・業績を称え本連盟が表彰する場合、また他団体の表彰へ候補者（団体）を推薦する場合の必要な事項を定め、柔道の普及・振興に資することを目的とする。

(本連盟の表彰)

第2条 本連盟が行う表彰の種類は次の通りとし、表彰の実施に際し必要な事項は表彰毎に規則で別に定める。

(1) 功労者

多年にわたり、柔道の指導と普及・振興に貢献し、功績のあった者。

(2) 優良団体

多年にわたり、柔道の普及・振興に寄与し、功績が顕著な団体。

(3) スポーツ功労者

オリンピック・パラリンピック柔道競技、世界柔道選手権大会等で優秀な成績をあげた選手またはその指導にあたった指導者（団体を含む）。

(4) スポーツ優良者

全日本または全国的な柔道大会での成績が優秀で、他の模範となる競技者。

(5) スポーツ優良団体

全日本または全国的な柔道大会での成績が優秀で、他の模範となる団体。

(6) 教育的功労者・団体

多年にわたり、柔道の教育、普及・振興活動に携わり、その努力が大いに認められる者・団体、または地域の柔道の普及・振興に貢献した者・団体。

(7) その他の表彰または推薦

選手、指導者または団体として、柔道の普及・振興に関し、特に功績の顕著な者・団体。

(8) 永年勤続功労者

本連盟の役員、評議員、専門委員会委員等として、永年にわたり柔道の普及・振興に尽力し、その功績の顕著な者。

2. 各専門委員会または加盟団体は、別に定める規則に基づいて候補者（団体）を選考し、理事会に推薦することができる。
3. 理事会は、各専門委員会または加盟団体から推薦された候補者（団体）について審議し、その可否を決定する。

(表彰の方法)

第3条 本連盟は、受賞者及び受賞団体に対し、会長名の表彰状または感謝状を授与し、併せて記念品を贈呈することができる。

(他団体の表彰への推薦)

第4条 会長は、他団体の表彰等に候補者(団体)を推薦する場合、候補者(団体)の選考を専門委員会に委任することができる。

2. 委任を受けた専門委員会は、推薦した候補者(団体)とその選考結果を理事会に報告する。

(雑則)

第5条 本規程でいう専門委員会には、特別委員会、全国少年柔道協議会中央委員会を含むものとする。

2. この規程に定めのない事項は、規則で別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は平成10年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
3. この規程は、2022(令和4)年6月8日から一部改正して施行する。